

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2011 年 2 月中旬から 2 月末にかけて公布された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[規則]

<p>○「企業年金基金管理弁法」(人力資源社会保障部・中国銀行業監督管理委員会・中国保険監督管理委員会令第 11 号、2011 年 2 月 12 日公布、同年 5 月 1 日施行)</p>	<p>企業年金基金の運用に関する規則。2004 年の「企業年金基金管理試行弁法」(2004 年 5 月 1 日施行)を廃止して新たに制定されたもの。①基金の受託者(養老金管理公司等の法人受託機構または企業年金理事会)、口座管理者(専門機構)、管理受託者(商業銀行)、投資管理者(証券会社、養老金管理会社、信託会社等)の各要件、②投資の条件、③収益分配・費用支出の条件、④運用計画と情報開示などが規定されている。上記の「試行弁法」に比べて、投資比率が具体化され(株式投資は純資産の 30%以下など)、罰則が強化されている。</p>
<p>○「国家税務総局の代理輸出貨物の関係税収問題に関する公告」(2011 年第 12 号、2011 年 2 月 12 日公布、同年 3 月 1 日実施)</p>	<p>代理輸出に対する増値税の扱いについて、これまでの規定では、代理者が規定の期限内に委託者に対して「代理輸出貨物証明」を発行しない場合、国内販売とみなして売上税額を計上するか、または増値税を徴収するとされていたが、委託者が既に売上税を計上しているか、増値税を納付している場合は除外するとしたもの。</p>
<p>○「中華人民共和国発票管理弁法実施細則」(国家税務総局令第 25 号、2011 年 2 月 14 日公布、同年 2 月 1 日施行)</p>	<p>2010 年 12 月 20 日付で改正公布された「発票管理弁法」の実施細則。弁法では、「2 回以上発票管理規定に違反した場合または情状が重大な場合は税務機関が社会に公告する」とされているが、その方法について、納税場所、ラジオ、テレビ、新聞、定期刊行物、インターネットなどのニュースメディアで、納税者名称、納税者識別番号、経営場所、法規違反の具体的状況を公告する、としている。</p>
<p>○「国家税務総局の納税者資産再編の増値税関連問題に関する公告」(2011 年第 13 号、2011 年 2 月 18 日公布、同年 3 月 1 日実施)</p>	<p>合併・分割、売却、交換などの方法で、現物資産と関連の債権・負債・労働力を一括して譲渡する場合、増値税を非課税とするという判断を示したもの。</p>
<p>○「国家発展改革委員会の精製油価格の引き上げに関する通知」(发改電[2011] 66 号、2011 年 2 月 18 日発布、同年 2 月 20 日実施)</p>	<p>2010 年 12 月 20 日に続いてガソリンとディーゼル油を引き上げるもの。ガソリン、ディーゼル油とも、小売の最高価格は 350 元のアップ、卸売価格は小売価格から最高 300 元を控除した水準となる。</p>

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**温家宝総理 今後5年間の経済成長目標を7%に設定**: 温家宝総理は27日、国民とのネット座談会で、今後、経済成長の質的向上に重点を置くことを表明、第12次5カ年計画(2011~2015年)期間中の経済成長目標を年平均7%とすることを明らかにした。国民の関心が高い物価の高騰問題については、流動性のコントロール、農業生産の拡大、農産物流通過程の簡素化、買い占めや価格吊上げの取り締まりに注力するとし、不動産価格の高騰については、低所得者向け住宅の供給拡大、投機的な住宅需要の抑制、土地の買い溜めや遊休等の取り締まりを強化すると述べた。また、中低所得者の負担軽減の為に、個人所得税の課税最低額を引き上げることにも言及した。

【産業】

◆**不動産購入規制策 各都市で相次ぎ発表**: 国務院が1月26日に発表・実施した「不動産市場のコントロールを更に適切に行うことに関する通知」(国弁発[2011]1号)を受け、各都市でその実施細則が相次ぎ発表されている。実施細則は住宅購入条件や、住宅ローンの取扱い、必要手続き等について具体的に規定しており、現在北京、上海を始め20を超える都市で2軒目の住宅購入制限などが行われている。(各都市の制限内容は下表の通り。)また、多くの実施細則には住宅購入制限のほか、住宅転売時の売却代金にかかる税徴収に関する規定や、低所得者向けの「保障性住宅」の建設を加速する方針なども盛り込まれている。

<都市別 住宅購入制限>

	北京	天津	上海	杭州	寧波	蕪錫	広州	青島	武漢	成都
同市戸籍を持つ市民の住宅購入制限	2軒まで	2軒まで	2軒まで	2軒まで	2軒まで	2軒まで	2軒まで	2軒まで	2軒まで	2軒まで
2軒目購入時の頭金割合	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	-	-	60%以上
2軒目購入時のローン金利	基準金利の1.1倍	基準金利の1.1倍	基準金利の1.1倍	基準金利の1.1倍	基準金利の1.1倍	基準金利の1.1倍	基準金利の1.1倍	-	-	基準金利の1.1倍
同市の戸籍を持たない者の住宅購入資格(必要納税期間)	5年以上	1年以上	直近2年以内で1年以上	直近2年以内で1年以上	直近2年以内で1年以上	1年以上(ハイレベル人材は制限なし)	直近2年以内で1年以上	1年以上	1年以上	期間制限なし

(資料)各市政府ホームページ等のデータに基づき海外業務支援室作成

◆**1月自動車販売台数 過去最高**: 中国自動車工業協会が2月18日に発表したデータによると、1月の自動車販売台数は189.44万台(前年同月比+13.81%、前月比+13.67%)と、単月当たりでの過去最高を記録したが、伸び幅は前月の17.90%から大幅に縮小した。一方、1月の自動車生産台数は前年同月比+11.33%の179.79万台、前月比▲3.58%となった。販売・生産の伸び幅縮小の背景には、自動車の取得税優遇の打ち切り、北京市の購入制限策の実施等があるものと見られている。

【貿易・投資】

◆**上海市・山東省 最低賃金引き上げ**: 上海市政府は3月3日、同市の最低賃金を4月1日より、1,120元から1,280元に引き上げると発表した。また、山東省政府は2月21日、最低賃金を3月1日から平均で26%引き上げる通知を発表した。同省は3つの地区に分類され、1類地区に属する済南市、青島市等の中心地区は920元から1,100元に引き上げられ、初めて1,000元の大台を超えた。今年に入って賃上げの正式発表があった省・市の賃金水準は右表のとおり。なお、北京市と上海市以外の地域の最低賃金には社会保険費と住宅積立金が含まれるため、労働者の手取り額としては上海市が全国最高水準となった。

<主要都市の最低賃金引上げ状況(元/月)>

省・市	実施日	引上げ後	引上げ前
上海市	2011.4.1	1,280	1,120
山東省(1類地区)	2011.3.1	1,100	920
広東省(1類地区)	2011.3.1	1,300	1,030
江蘇省(1類地区)	2011.2.1	1,140	960
北京市	2011.1.1	1,160	960
重慶市(1類地区)	2011.1.1	870	680
西安(1類地区)	2011.1.1	860	760

(出所)各省市労働・社会保障機構ホームページ及び現地新聞報道。

人民元の動き

日付	USD			前日比	JPY (100JPY)		前日比	HKD	前日比	EUR	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
	Open	Range	Close		Close	前日比								
2011.2.21	6.5684	6.5654~6.5724	6.5668	-0.0064	7.9015	0.0176	0.8437	-0.0006	8.9850	0.0542	6.4000	3070.36	34.06	
2011.2.22	6.5740	6.5740~6.5835	6.5803	0.0135	7.9186	0.0171	0.8446	0.0008	8.9092	-0.0758	6.3200	2989.92	-80.44	
2011.2.23	6.5840	6.5740~6.5850	6.5743	-0.0060	7.9516	0.0330	0.8438	-0.0008	9.0217	0.1125	6.2500	2997.32	7.40	
2011.2.24	6.5747	6.5732~6.5814	6.5787	0.0044	8.0261	0.0745	0.8439	0.0001	9.0330	0.0113	3.5500	3014.07	16.75	
2011.2.25	6.5730	6.5720~6.5772	6.5750	-0.0037	8.0331	0.0070	0.8438	-0.0001	9.0920	0.0590	3.5500	3014.01	-0.06	

RMB レビュー&アウトルック

先週の人民元相場は6.5684で寄り付いた。中国人民銀行が人民元対ドル基準値を2005年7月切り上げ後の最高値となる6.5705と最高値に設定したことを受け、週初に日中取引も最高値を更新する6.5654まで上昇した。その後、中東情勢の混乱によるリスク回避の高まり等から週間安値となる6.5850まで下落したが、週末にかけて反発し結局6.5750で越週している。中国にとってインフレ抑制が重要課題とみられ、引き続き緩やかながらも人民元の上昇を容認する方針であると考えられる。もっとも、今週末の5日から全国人民代表大会(全人代)が開催される為、こうした日程の間は一時的に動きが鈍化する可能性はあるだろう。(2月28日作成) (市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。